

横手市国民保護計画の変更概要

1 変更理由

国民の保護に関する基本指針（平成29年12月変更）の反映、及び秋田県国民保護計画（令和5年8月変更）との整合性を図り、併せて市の組織改編の反映や文章構成・用語の修正等を行い、横手市国民保護計画を次のとおり変更しました。

2 主な変更内容

- (1) 全文章の構成を「敬体」から「常体」に変更
- (2) 市国民保護計画の構成に「第5編緊急対処事態への対処」を新規追加
- (3) 第1編第3章関係機関の事務又は業務の大綱について、時点修正
- (4) 市の組織改編等に基づく変更
 - ・ 部局・課室所名及び所掌事務・業務の変更
 - ・ 職員の参集基準等
- (5) 通信の確保の時点修正
 - ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）追加
 - ・ 安否情報収集様式の変更及び安否情報システムの活用
- (6) 避難住民の誘導等における「大規模集客施設等における避難」を追加

《資料編》参考

1 主な変更内容

- (1) 横手市国民保護協議会条例追加
- (2) 横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例追加
- (3) 指定公共機関の名称及び高速道路「横手北スマート IC」追加
- (4) 救援に係る単価見直し
- (5) 指定避難施設の概況に弾道ミサイル発射時に一時的に退避可能な施設（地下道）追加
- (6) 安否情報に関する資料における関係法令の改正に伴う修正